

## 計画策定の際の留意事項等（案）

## 第1 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の策定

津波浸水想定区域を管轄する消防本部は、計画例を参考とするとともに以下の事項に留意して、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画を策定すること

## 1 基本的事項

- (1) 計画の策定にあたっては、津波による影響は地域ごとに異なるため、津波の地域特性や過去の災害事例を考慮するとともに、都道府県や市町村の担当部署とも連携しつつ、気象台や有識者など専門家の意見を踏まえた計画の内容にすること。その際、必要に応じ、専門家を含めた検討会等の開催や津波災害シミュレーション等を行い、計画を策定すること
- (2) 計画の策定にあたっては、地域の実情に応じ、すでに策定している消防本部からの助言等の活用を検討すること
- (3) 計画の策定のために必要な場合は、隣接した消防本部間等において共同で計画の策定を進めるなど、消防本部間での連携・協力による取組を検討すること
- (4) 計画の内容について消防団とも共有し、連携を図ること

## 2 関係機関との連携

- (1) 平時から、管轄する地域の気象台とのリスクコミュニケーションを通じて、津波災害のリスクや特徴について理解を深めるとともに、津波災害時の円滑な連携のため、顔の見える関係を構築すること
- (2) 津波災害時の活動隊員の退避経路については、住民の避難方法や道路幅員などの要因により、渋滞が発生する可能性があるため、複数の退避経路や緊急車両専用の退避経路について市町村の担当部署と検討すること
- (3) 地震、津波災害時の道路啓開、がれきの撤去のため、必要に応じ、民間事業者との協定を結び、早期に緊急車両の通行等を可能とする体制を確保すること

## 3 119番受付体制

大規模災害時の119番通報輻輳に備え、指令センターの機能強化、出動部隊の選定などの部隊運用の消防署への移行、消防署で通報を受け付ける体制への移行などの対策を事前に検討すること

## 4 木造密集地域での火災防ぎょ

震災時に木造密集地域で火災が発生した場合には、火災が拡大する危険があることから、沿岸部に木造密集地域を管轄する消防本部は、後掲「第2 震災時の木造密集地域での活動について勘案した計画」に記載する事項に留意し、計画を策定すること

## 5 消防水利の確保等

- (1) 震災時にも活用可能な耐震性貯水槽の整備を推進すること。特に、津波浸水想定区域内における火災で使用することを想定し、津波浸水想定区域外への大容量の耐震性貯水槽の整備や、耐震性貯水槽の分散・追加配置などの対策を進めること
- (2) 震災時は、断水等により消防水利の確保が困難となることから、木造密集地域はもとより、震災時に活用可能な消防水利が不足し、遠距離での送水が必要になる地域においては、後掲「第3 遠距離送水計画の策定」に記載する事項に留意し、計画を策定すること

## 6 その他

- (1) 関係機関を交え、計画に基づく訓練を踏まえ、必要に応じて計画を見直すほか、被害想定の変更や技術革新に応じて、定期的に計画を見直すこと
- (2) 津波浸水の危険がある地域においては、迅速に避難することが重要であることから、市町村の担当部署と連携し、事前に地域住民に津波災害時の避難行動について指導を行うこと。また、職員の身に津波による危険が迫れば消防職員も退避することについて、地域住民への周知及び理解を求めておくこと

## 第2 震災時の木造密集地域での活動について勘案した計画の策定

木造密集地域を管轄する消防本部は、「糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について」（平成29年7月31日付け消防消第193号）に基づき、火災防ぎょ計画を策定することとされている。震災時には、火災が拡大し大規模な火災につながる危険性がより高いことから、以下の事項について留意し、木造密集地域での活動について、震災時を勘案した計画の見直しを行うこと

- (1) 震災時は水道管の破断などにより断水し、消火栓が活用できない状況や、木造密集地域における家屋倒壊等により防火水槽等が活用できない状況が想定されるため、震災時でも活用可能と想定される消防水利（耐震性貯水槽、海、河川等）を事前に指定すること
- (2) 震災時に活用可能な消防水利が不足し、遠距離での送水が必要になる地域においては、後掲「第3 遠距離送水計画の策定」に記載する事項に留意し、計画を策定すること
- (3) 震災時は火災が同時多発的に発生することから、平時と比べて火災に対応する消防部隊の数が制限され、消防力が劣勢となることが想定されるため、延焼シミュレーション等を活用し、事前に延焼阻止線を設定するとともに、震災時の木造密集地域における出動部隊について指定しておくこと

### 第3 遠距離送水計画の策定

震災時は、断水等により消防水利の確保が困難になることから、活用可能な耐震性貯水槽の整備を推進するとともに、活用可能な消防水利が不足し、遠距離での送水が必要になる地域においては、以下の事項に留意し、地域の実情に即した遠距離送水計画を策定すること

#### 1 消防水利

消火栓が接続されている水道管や防火水槽の耐震化状況、地震による地盤の隆起や津波による引き潮などを考慮し、震災時にも活用可能と想定される消防水利（耐震性貯水槽、海、河川等）を事前に指定すること

#### 2 送水経路等の指定

- (1) 消防車両や可搬型消防ポンプなどの性能に応じ、送水可能なホースの最大本数（距離）を設定すること
- (2) 河川等の無限水利等から防火水槽等までの送水に係る経路を定め、必要なホース本数（距離）、規格を指定すること
- (3) (1)、(2)を踏まえ、車両の最大積載量や保有台数等を考慮し、各車両に増強するホース本数及びホースを搬送する車両を指定すること

#### 3 その他

- (1) 河川等の無限水利による防火水槽への補水の必要性を考慮し、中継地点とする防火水槽や消防車両の部署位置、中継台数などを指定すること
- (2) 海水利用型消防水利システム等の大容量の揚水かつ遠距離の送水が可能な消防車両の整備、活用を検討すること
- (3) 消防本部で保有する車両数を超えて中継する必要がある場合などは、消防団や応援部隊の車両を活用することについて考慮すること

### 第4 その他

今後、計画の策定状況及び計画に基づいた訓練の実施状況等について、消防庁からフォローアップ調査を実施する予定